

いじめ対応

【令和7年度 学校いじめ防止基本方針】

習志野市立第六中学校

1 基本理念

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう（いじめ防止対策推進法第2条）。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることを全教職員が認識する。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめ問題に関する生徒理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 学校いじめ対策組織

いじめの防止及び現状の把握と取り組みの確認を行うために、「いじめ対策委員会」を設置する。

(1) 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、学年生活指導担当、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、教育相談員、スクールカウンセラー

(2) 活動

- ・ いじめの未然防止に関すること
- ・ いじめ早期発見に関すること
- ・ いじめ事案に対する対応に関すること
- ・ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの関する生徒の理解を深めること
- ・ いじめ再発防止に関すること

(3) 会議

週1回開催される生活指導委員会、教育相談委員会、学年主任会で情報共有を密にするとともに、必要に応じて校長が招集し開催する。

3 いじめ未然防止のための取り組み

(1) 授業改善

- ・ 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開等、全ての生徒が授業に参加できる、授業場面で活躍できる授業を推進する。
- ・ 授業の受け方等、授業規律を確立する。

(2) 教職員の人権意識の向上

- ・ 学校の重点目標として掲げられている「いじめ未然防止、早期発見、早期解消」を基に、弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないということを共通理解とし、組織的に取り組む。
- ・ 教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、生徒を傷つけたり、いじめを助長する場合もあることを理解する。

(3) 道徳教育、特別活動の充実

- ・道徳教育や特別活動を通して、生徒自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考え、法や自校の学校基本方針について学ぶことのできる取り組みを実施する（弁護士による講演、有識者の講話など）。
- ・道徳教育や特別活動を通して、児童生徒が互いに良好な関係を築くことができる取り組みを実施する（エンカウンターなど）。
- ・道徳教育や特別活動を通して、「傍観者の中からいじめを抑止する仲裁者」、「いじめを告発する相談者」が現れるためのいじめ防止授業を計画的に実施する（脱いじめ傍観者教育など）。

(4) 学級経営

- ・生徒一人一人を大切にする教育を心がけ、学級での所属意識を持たせると共に、自己有用感を高めるようにする。
- ・安心・安全な生活を送ることができるよう努める。

(5) 全校集会、生徒会活動

- ・全校集会を通じて、いのちを大切にするキャンペーン等、いのちの大切さについて考える。
- ・生徒会活動を中心に、学校生活が楽しく過ごせるように、キャンペーン等を企画し取り組む。

(6) 部活動

- ・集団生活の規律を重んじ、人権を尊重した指導を行う。

(7) インターネット

- ・生徒及び保護者が発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネット上でのいじめを防止するために、学年集会等を通じてDVDの視聴や外部講師を招き講話を聞く。また、学校だより、学年だより、保護者会等で保護者や地域の方へ啓発活動を行う。

(8) 家庭との連携

- ・いじめの未然防止の取り組みに対して、家庭の協力を得て、連携を図る。

4 いじめの早期発見の取り組み

(1) アンケート調査

- ・いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得るとの認識のもと、いじめの状況把握のため、各学期に1回（5月、10月、1月）実施する。実施方法としては、家庭に持ち帰り、保護者も確認の上、後日提出させる。
- ・提出されたアンケートの集約については、担任だけではなく、集約担当（学年生徒指導）に速やかに報告をし、実態を把握する。また、管理職、生徒指導主事にも速やかに報告をし、組織的な対応を図る。
- ・いじめを受けたと記入した生徒については、学校統一の対策シートに記入する。
- ・いじめを受けたと記入した生徒については、個人面談を実施し、事実を確認する。
- ・保護者に対して、適切な情報を提供する。

(2) 生徒観察

- ・早期発見の基本は、生徒のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、昼休み等授業時間以外の生徒の人間関係を観察する等、いじめの早期発見に取り組むことが大切である。
- ・学級日誌をはじめ、個人ノートや生活ノート等、教職員と生徒の間で交わされる日記も活用する。また、保健室の様子を聞くことも重要である。
- ・保護者にも協力を依頼し、家庭で気になった様子については相談に応じ、場合によっては、速やかに個人面談を実施する。
- ・暴力的な行為や「暴力を伴ういじめ」を目撃した場合には、速やかに止めることを最優先とする。一人で制止できそうになければ、他の教職員の応援を求める。また、生徒が遊びやふざけと言おうとも暴力的行為を止める。その後は、管理職、生徒指導主事等に報告、連絡を行い、組織対応を図る。

5 いじめの相談・通報

(1) 教育相談

- ・ 普段の学校生活での悩みごと等について、各学期に教育相談週間を設け、個人面談を実施する。

(2) 相談体制

- ・ いじめ相談窓口（生徒指導主事、教育相談員）を設置する。
- ・ 教育相談員の存在を周知する（全校集会、各種たより等）。
- ・ スクールカウンセラーの活用を図る。
- ・ 「SOSの出し方教育」を通して、匿名メール相談やWEBアプリの積極的な活用を促す。

6 いじめを認知した場合の対応（措置）

(1) 事実の確認

- ・ いじめの相談を受けた、又はアンケート用紙に記入されていた場合は、速やかに事実の有無について確認を行う。

(2) 迅速な対応

- ・ いじめの対応については、いじめ対策委員会で検討する。
- ・ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するために、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導と保護者への助言を継続的に行う。

(3) 学年指導、学級指導

- ・ いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題としてとらえさせるために、学年集会や学級会を開き、いじめは絶対に許されない行為であり、いじめ根絶の態度を育てる。

(4) 関係機関との連携

- ・ 学校単独で対応することが困難と判断した場合は、市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対応する。

(5) いじめの解消

- ・ 単に謝罪をもって解消とすることとしない。「解消している」状態は以下の要件が満たされていることとする。ただし、必要に応じて他の事情も勘案して判断する。なお、この判断は、本校で作成している、いじめ対策シートを用いた教育相談等を通して行う。

(ア) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が少なくとも3か月を目安とした相当の期間継続していること。

(イ) 被害生徒が心身に苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

(6) 記録の保管について

被害者・加害者等に聞き取りした内容については「いじめ対策シート」に記載し、情報共有できるようにする。

7 指導のあり方

(1) いじめを受けた生徒への支援

- ・ スクールカウンセラー等を活用し、被害いじめを受けた生徒へのケアを行う。
- ・ いじめを受けた生徒の立場になって、安心して学校生活が送れるように保護者と連携を図る。

(2) いじめを行った生徒への指導

- ・ いじめは許されない、絶対にしてはいけない行為であること等を適切に指導する。
- ・ 保護者に対して、指導したことについて適切な情報を伝え、解消後も継続して連携を図る。

8 重大事態への対処

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対応を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告・連絡を行い、その後、文書による報告を行う。
発見者→担任→学年主任→生徒指導主事→教頭→校長
校長→市（県）教育委員会→市長
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記調査結果については、習志野市ホームページで公表する。公表内容及び実施の判断は、教育委員会が別途定めるガイドラインに従い、当該児童生徒及び保護者の意向を踏まえて決定する。
- (5) 当該事案で話あった内容等については「会議録」を作成する。
- (6) 「調査報告書」、「会議録」、「その他資料」等については適切に管理し、必要なときは情報が速やかに取り出せるようにする。

9 公表、点検、評価

- (1) 公表
 - ・学校いじめ防止基本方針をホームページで公表する。
- (2) 点検
 - ・年度末に、いじめの取り組みについての分析を行い、次年度への対応を検討する。
- (3) 評価
 - ・いじめに関する取り組みについて、学校評価に加える。